

議案第四十九号

三朝町立へき地小鹿診療所条例の制定について

次のとおり三朝町立へき地小鹿診療所条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年参月霧参日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町立へき地小鹿診療所条例

(設置)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五条の二及び 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定により、町民がひとしく医療を受けることができるようにへき地診療所を設置する。

(名称及び位置)

第二条 前条のへき地診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
三朝町立へき地小鹿診療所	三朝町大字東小鹿千五百六十九番地

(任務)

第三条 三朝町立へき地小鹿診療所(以下「へき地診療所」という。)は、国民健康保険、その他社会保険の主旨に基づき、診療並びに公衆衛生の向上及び健康増

進に寄与することを任務とする。

(診療)

第四条 へき地診療所は、へき地の住民その他に対し次の各号に掲げる診療を行なうものとする。

- 一 健康診断及び健康相談
 - 二 療養の指導及び相談
 - 三 診察、処置及び治療
 - 四 薬剤の投与及び供与
- (使用料及び手数料)

第五条 前条の診療を受けた者に対しては使用料又は手数料を徴収する。
(使用料の額)

第六条 使用料(一部負担金を含む。以下同じ。)は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年六月厚生省告示第七十七号)に規定する診療報酬点数表(乙)に基づき算定した額とする。

(手数料の額)

第七条 手数料の額は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|-------|-------------|
| 一 普通診断書 | 一通につき | 二百円 |
| 二 死亡診断書 | 一通につき | 三百円 |
| 三 健康診断書 | 一通につき | 二百円 |
| 四 死体検察書 | 一通につき | 五百円 |
| 五 変死体検察書 | 一通につき | 千円 |
| 六 生命保険加入診断書 | 一通につき | 六百円 (往診九百円) |
| 七 生命保険受領診断書 | 一通につき | 五百円 |
| 五十万円まで | 一通につき | 五百円 |
| 百万円まで | 一通につき | 七百円 |
| 一千万円まで | 一通につき | 千円 |
| 八 恩給診断書 | 一通につき | 五百円 |
| 九 刑事事件裁判用診断書 | 一通につき | 五百円 |

十 猟銃空気銃所持許可申請用診断書一通につき

二百円

十一 その他証明書

一通につき

百円

(徴収方法等)

第八条 使用料又は手数料の徴収方法及び減額又は免除については、三朝町国民健康保険診療所使用料等条例(昭和四十五年三朝町条例第 号)の規定の例による。

(診療日及び診療時間)

第九条 診療日は、祝祭日、一月二日から同月五日までの日及び十二月三十一日を除き、毎週月曜日、水曜日及び金曜日とし、診療時間は、午後一時から午後四時までとする。

(職員)

第十条 へき地診療所に次の職員を置く。

一 昭和三十八年四月一日鳥取県知事と締結の「診療所診療委託契約書」に基づき、
づく医師及び嘱託医

二 技術吏員

三 事務吏員

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第八条の規定は、三朝町国民健康保険診療所使用料等条例施行の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和三十六年六月七日中部厚生農業協同組合から譲り受けたへき地出張診療所は、この条例の規定によるへき地診療所となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この条例施行の際、へき地出張診療所に現に勤務する職員は、この条例の相

当規定により勤務する職員とみなす。

4 この条例施行の際、現に決定されている手数料については、なお、従前の例による。